

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 令和2年度農業者年金加入推進活動計画（案）について
- 議第 7号 令和2年度利用状況調査について
- 議第 8号 令和2年度作況調査について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 18名

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員  | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員  | 4番 渡邊勝夫 委員  |
| 6番 三師満夫 委員  | 7番 五十嵐秀一 委員 |
| 8番 小林茂宏 委員  | 9番 坂井浩行 委員  |
| 10番 原田勝 委員  | 11番 渡邊一英 委員 |
| 12番 廣川哲也 委員 | 13番 清野秀作 委員 |
| 14番 佐藤秀樹 委員 | 15番 佐藤一富 委員 |
| 16番 藤田吉則 委員 | 17番 熊倉睦 委員  |
| 18番 田邊稔 委員  | 19番 佐藤裕雄 委員 |

## 農業委員欠席委員 1名

- 5番 田邊敦子 委員

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義 隆

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時35分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。9番、坂井浩行委員、11番、渡邊一英委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。私を含め、議第1号及び議第5号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定6件、面積3万3,354,82平米であります。

それでは、戻りまして1ページの19番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

19番から24番までの6件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

19番は、院内地内の農地6筆、2,883平米、20番は、福岡地内ほかの農地4筆、3,640平米、21番は川通中町地内の農地2筆、1,794平米、22番は川通中町地内の農地1筆、514平米、2ページをお願いします。23番は、上保内地内の農地4筆、5,169平米、24番は、戸口地内の農地12筆、1万9,354.82平米、以上6件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告をお願いします。

第3調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、6月25日午前9時より厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時22分閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定6件、面積3万3,354,82平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

12番、廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。23番についてももう少し詳細に説明してください。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

23番の案件につきましては、経営移譲に伴う使用貸借権設定ということであります。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

12番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

3ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積547平米であります。

3番は、福島新田地内の農地1筆、300平米を譲受人の希望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

4番は、馬場地内の農地1筆、247平米を譲受人の希望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、面積547平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積365平米であります。

2番は、西大崎三丁目地内の農地1筆、210平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポートの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円です。場所につきましては、つくし保育園南側130メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の16番で農地法第5条の許可申請がなされております。

3番は、新堀地内の農地1筆、155平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、福多郵便局南西100メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の17番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積365平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

10番、原田委員。

10番（原田 勝委員）

議第2号の質問でもよろしいですか。

議長（野崎会長）

本来なら駄目ですが、許可します。

10番（原田 勝委員）

ありがとうございます。4番の10アール当たり、たしか〇〇〇円、売買価格を言われたんですが、農地にしてはかなりの額になるんで、何か事情があったら話しお話ししたいと思います。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

金額については、双方の合意で決まるんで、どうこう言えないこともあるんですが、自宅の裏にその方の土地と買う土地があって、その隣にも買う方の田んぼがあって、つながっている中の一角が今対象になっている田んぼがあります。そこを買いたいというので、ちょっと相手側が有利になるのか、どうしても欲しいという気持ちが強くてそういう金額に反映するのか、位置的な関係から、そういった金額と聞いております。

議長（野崎会長）

原田委員さん、よろしいですか。

10番（原田 勝委員）

分かりました。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

これ土地の価格というものは、3条もしかり、農業委員あつせんもしかり、これは本人同士の希望価格というもので、今の説明の中で隣地ということで使い勝手がいいということで、ちょっと上乘せしたのじゃないかなと私は想定しております。例えば原田委員さんがもし隣地を買う場合、やっぱり出すでしょう。そういうことで理解していただ

きたいと思います。

ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は2件で、面積55平米であります。

2番は、東光寺地内の農地1筆、33平米を住宅敷地として利用したいものです。場所につきましては、福多郵便局東側360メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、帯織地内の農地1筆、22平米を住宅増築の用地として利用したいものです。場所につきましては、帯織駅南西440メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長(2番阿部眞佐雄委員)

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積55平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は12件で、合計面積3,319.07平米であります。

6ページにお戻りを願います。16番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の2番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

17番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番で御説明させていただきました新堀地内の農地155平米のほか5筆、合計496.91平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、通路、駐車場4台の用地として利用したいものです。場所等につきましては、先ほど説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

18番は、柳川新田地内の農地2筆、44平米を賃貸借権の設定により、農業用施設に隣接する洗車場敷地の用地として利用したいものです。場所につきましては、景雲橋南詰交差点南東530メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供することから許可相当と判断されます。

19番は、西大崎一丁目地内の農地2筆、466平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、大崎学園南西550メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7ページをお願いします。20番は、上保内地内の農地1筆、209平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内小学校東隣で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、月岡地内の農地7筆、727.5平米を賃貸借権の設定により、石油資源開発株式会社が行う送油管洗浄工事に伴う洗浄資機材設置用地として、令和2年8月1日から令和3年1月20日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺公民館の東450メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。工事に伴う一

時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

22番は、21番と同様、諏訪一丁目地内の農地2筆、68.66平米を賃貸借権の設定により、石油資源開発株式会社が行う送油管洗浄工事に伴う洗浄資機材設置用地として、令和2年8月1日から令和3年1月20日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、渡瀬橋東詰交差点北西200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

23番は、上須頃地内の農地1筆、197平米を売買により取得し、東側既存宅地1,014.08平米と一体利用し、貸し事務所1棟、駐車場32台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター西250メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、小古瀬地内の農地1筆、353平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場5台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号荻島交差点北西900メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いします。25番は、東光寺地内の農地1筆、29平米を贈与により、住宅敷地拡張の用地として利用したいものです。場所につきましては、福多郵便局東側360メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、21番、22番と同様、北潟地内の農地1筆、147平米を賃貸借権の設定により、石油資源開発株式会社が行う送油管洗浄工事に伴う洗浄資機材設置用地として、令和2年8月1日から令和3年1月20日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、大面小学校東側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

27番は、棚鱗地内の農地1筆、371平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場3台及び進入路の用地として利用したいものです。場所につきましては、白鳥の郷公苑南西600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数12件、面積3,319.07平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番、小川でございます。質問させていただきます。

17番の案件ですけれども、これは各筆が一体となつての開発になると思うんですけれども、地番が隣り合っているということですか。

隣接しているというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

隣接した一体の土地でございます。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『令和2年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『令和2年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』御説明いたします。

9ページをお願いします。農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的な年金です。三条市の農業者年金加入状況につきましては、令和2年3月末現在で被保険者が50人、待機者が23人、年金受給者は529人です。昨年度の活動計画では、新規加入目標人数を4人と設定いたしました。活動の結果、お一人から加入いただくことができました。

それでは、今年度の活動計画（案）について御説明いたします。

1、今年度の加入目標人数は4人で、うち二十歳から39歳までの方を2人、女性農業者を1人としております。この目標人数は、新潟県農業会議とJA新潟中央会が設定した人数でございます。新潟県全体の目標は92人、うち二十歳から39歳は63人、女性農業者は25人となっております。

2、加入対象として働きかけをする目標人数は、昨年度の加入対象者名簿の整備を基に20人、うち二十歳から39歳は10人、女性農業者は5人としております。

3番、地区別加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していただきたいと考えております。各班の加入推進員数、編成につきましては記載のとおりです。

4番、加入対象者名簿は、12月31日までに整備する予定です。

5、加入推進強化月間は、各班とも12月から来年の2月までとさせていただきます。

次ページも併せて御覧いただきたいと思いますが、6、戸別訪問の実施計画につきましては、A班、B班、C班とも12月は加入推進委員による戸別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進委員による2回目の戸別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定をしており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりです。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議の開催を予定しております。

8番、加入対象者に対する説明会等につきましては、加入対象者を一堂に会しての説明会は実施せず、対象者お一人お一人に戸別訪問を通じて働きかけたいと考えております。

9、啓発普及活動につきましては、8月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

なお、お手元に農業者年金のチラシ4種類をお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

農業者年金という頭の痛い話なんです、先般、県のほうでもこの話は出ました。できるだけ加入を進めていただきたいというお願い事でしたが、状況を確認したところ、県内でも農業者年金の加入が年々減ってきております。というのは、それだけ後継者不足ということが等しいのではないかなと思っておりますが、三条市としてはそう言わず、この目標数字に向かってやはり全農業委員、推進委員、そして最適化推進委員の皆様から努力していただきまして、できるだけ多くの農業者年金の加入を進めていただきたいと思っておる次第でございますので、どうかよろしく願いいたします。

それで、皆様のほうから何かこの件につきまして御質問がございましたらお願いした

いと思います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま説明のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては加入推進部長、副部長を中心として、全農業委員、農地最適化推進委員の皆様の御協力をお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『令和2年度利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている「利用状況調査・指導」の一部として「農地パトロール」を実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいと御提案を申し上げたいと思いますが、何か御発言ございませんか。

藤田委員。

16番（藤田吉則委員）

農業委員、16番、藤田です。来月、農業パトロールがあるんですけど、利用状況調査で管内を回ると思うんですけど、何しろ耕作放棄地解消を私たちは目指してはいるんですけど、なかなか困ったもので解消しない。そういった中で、私どもの管内では亜俱璃さんじょうさん、野崎会長さんのところだと思うんですが、相当な面積耕作放棄された田んぼを一生懸命引き受けてくれたことに感謝申し上げたいと思います。今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。何しろ耕作放棄地、ほかの管内は私、よく把握していませんが、私どもの管内、相当増えてきているなというのが現状で、たびたび何とかならないのかなというところも、具体的に、じゃどうすればいいんだということも御審議いただければ幸いです。

以上です。

議長（野崎会長）

貴重な意見ありがとうございました。

今の藤田委員さんの話の内容ですが、私のほうから補足して話をさせていただきます。今藤田さんが亜俱璃さんじょうの名前を出しましたが、実はもう何月だか忘れただけで、私がちょっと体調を崩して病院に入院していたときに、せがれが田んぼを一部預かっていたんですが、その清算ができなかった。ということは「先方さんがおられないということでどうしたらいいろ」と相談を受けたわけでございますが、農協さんの力添えで捜していただきたいということを申し出ると、そしてJAさんが相手先、先方さんを捜したところ、本人はたまたま入院か手術かどちらかに入っているということで、近くに親戚の方がおられるということで、その方のところへおわびを申し上げ、行ったところ、「反対に頭を畳にこすりつけて、「うちにこういったような田んぼがあるんだが、誰

も作り手がない、誰もまかり手がない」と頭下げられた。どうしたらいい」と、「すっくって頭下げられた以上は、自分たちで考えてやれよ」と、それだけ申し上げたんですが、そうしたら退院したときに作ることになった。ただし、調整水田という形の中で様子を見ると。相当草ぼうぼうでした。セイタカアワダチソウが私の身長より高かったです。荒れていましたが、それを全部あぜ周りだけ刈っておいたんですが、今まで除草剤をまいて田植えを終わった直後、代かきしたわけでございます。

そういったような状況で、私は農業委員会長をしているんじゃないで、やはりせがれがそこまで頭下げられて管理してくれと、小作料は要らないということまでおっしゃっていたと言われていたから、とにかくしんきゃならぬだろうということで、そうかといって小作料支払いは要らないんだと、「それなりのお礼はしなきゃだめだろう」と、それだけ申し上げていたわけなんです、やはり農業委員、最適化推進委員の皆様も各地区へ帰ると、それなりに頼まれて管理してくれというふうをお願いされるかと思えます。できたらお願いされた以上は、責任を持ってやっていただければなと思っています。私はたまたまでしたが、少しでも37名の委員さんが少なくとも1反、2反をまかしてやっていけば、それだけ遊休農地が少なくなってくるのではないかなと私は考えております。そういったようなことで皆さんも御協力のほど、調査するのはしなければならぬかと思えますが、調査してまだどうなっている状態、相談を受ければ、やはりやむを得ないだろうということで、皆さん、大変腹の痛い話だと思えます。そういったようなことでございますので、ぜひ相談を受けた以上はやっていただけたらなと思っております。

皆さんのほうで、この件につきまして何か御意見ございませんか。私のほうで一方的な話をしましたが、調査はやはり、私も三条市内一円、田んぼを耕作しています。ある地区へ行くと、農家の人たちが飛んできて、「おまえ忙しいんだから、俺、こういうときしか話できないんだ」といったような中でいろいろな話が出ました。「どうしたらいいものだろう、農業委員さんで何か手だてないか」と話をされたわけでございます。その件につきましても数年前からその話は出ております。本人は一切会おうという形はないと、かたくなに固辞しているということですが、そういったような内容や内面的な問題も出てくるかと思えます。ほかの市町村でもそういったような問題は出ています。そういったようなことで、三条市ばかりじゃなくて、三条市としてやはりどういうふうに立ち向かっていくかということこれから考えていかなければならぬかなと思っております。皆さんのほうで何か御意見ございませんか。ほかに何か。

一方的に私のほうから話をさせていただきましたが、この件につきまして御異議ございませんか、付託することで。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

御異議なしと認めます。

それでは、議第7号『令和2年度利用状況調査』につきましては農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和2年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましても今まで上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第8号『令和2年度作況調査』につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

10番、原田です。農政対策部会は、7月20日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。7月27日午前9時より厚生会館第2集会所で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 9 番）

---

議事録署名委員（ 1 1 番）

---